

千曲市告示第127号

千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱及び千曲市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月4日

千曲市長 小川 修 一

千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱及び千曲市介護保険居宅
介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の一部を改正
する告示

（千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱の一部改正）

第1条 千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱（平成16年千曲市告示第
15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様

千曲市長

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項及び第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者に一旦費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、千曲市に相談してください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

(問い合わせ先)

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

(千曲市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の一部改正)

第2条 千曲市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱(令和6年千曲市告示第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「要介護者等」の次に「(以下「受給者」という。)」を加える。

第4条を次のように改める。

(受領委任払の申請)

第4条 受領委任払を利用しようとする事業者(以下「受領委任事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる費用に応じ、それぞれ右欄の申請書を市長に提出しなければならない。

費用	申請書
居宅介護福祉用具購入費 居宅支援福祉用具購入費	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第1号)
居宅介護住宅改修費 居宅支援住宅改修費	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)(様式第1号の2)

2 受領委任払の申請は、あらかじめ受給者の委任を受けた上で行わなければならない。

第5条中「承認申請書」を「申請書」に、「申請者」を「受領委任事業者」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号中「申請者」を「受給者」に改め、同項第1号中「事業者」を「受領委任事業者」に改める。

第6条第2項中「申請者」を「受領委任事業者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ				保険者番号																
被保険者氏名				被保険者番号																
				個人番号																
生年月日				要介護度等																
認定有効期間	～																			
住所																		電話番号		
福祉用具名 (種目名及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額					購入日											
(TAISコード)				円					年 月 日											
(TAISコード)				円					年 月 日											
(TAISコード)				円					年 月 日											
福祉用具が 必要な理由																				
<p>(宛先) 千曲市長 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護（予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 〒 所在地 事業者番号 受領委任事業者 事業者名 電話番号 代表者氏名</p>																				
<p>上の事業者に居宅介護（予防）福祉用具購入費の請求及び受領を委任します。 被保険者氏名</p>																				

注意 ・この申請書の裏面に領収証、福祉用具のパンフレット等を添付してください。
 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。
 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。
 給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号														
	金融機関コード	店舗コード	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()															
	ゆうちょ銀行	記号	番号															
	フリガナ																	
口座名義人																		

様式第1号の次に次の様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）

フリガナ		保険者番号																													
被保険者氏名		被保険者番号																													
		個人番号																													
生年月日																															
認定有効期間	～																														
住所	電話番号																														
住宅の所有者	本人との関係（ ）																														
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 1. 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 2. 段差の解消 <input type="checkbox"/> 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 4. 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 5. 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 6. 付帯工事										業者名																				
											業者連絡先																				
											着工予定日	年	月	日																	
											完成予定日	年	月	日																	
改修予定費用	円																														
(宛先) 千曲市長 前のおおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 千 所在地 事業者番号 受領委任事業者 事業者名 電話番号 代表者氏名																															
上の事業者に居宅介護（予防）住宅改修費の請求及び受領を委任します。 被保険者氏名																															

- (添付書類) ・工事費見積書
 ・住宅改修を必要と認める理由書（介護支援専門員等が作成）
 ・写真（改修の箇所ごとに改修前の写真を添付。日付入りの写真）
 ・住宅所有者の承諾書（賃貸借契約により借用している場合）
 ・改修箇所を明示する略図（工事箇所を図示）

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号																	
	金融機関コード	店舗番号	1 普通 2 当座預金 3 その他 ()																		
	ゆうちょ銀行	記号	番号																		
	フリガナ																				
	口座名義人																				

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年11月4日から施行する。
(千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に千曲市介護保険料滞納に係る保険給付制限に関する要綱の規定に基づき作成されている用紙については、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
(千曲市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に千曲市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の規定に基づき作成されている用紙については、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。